

事務連絡
平成23年7月8日

岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
埼玉県
千葉県
新潟県

水道行政担当部（局）御中

厚生労働省健康局水道課

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業に関するQ&Aについて

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧について、これまでの質疑応答を取りまとめたQ&Aを別紙のとおり作成したので送付します。貴管内水道事業者等に対しても周知していただくようお願いいたします。

本Q&Aは、今後も必要に応じて改定していく予定です。

担当：厚生労働省水道課上水道係
電話：03-5253-1111
深野、敦賀（内線4026）

東日本大震災に係る 水道施設等の災害復旧事業 に関するQ&A

平成23年7月8日

厚生労働省健康局水道課

1. 東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費交付要綱について

Q1-1 「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」との違いを教えてください。

東日本大震災により水道施設にも甚大な被害が生じていることから、災害復旧費補助金の交付にあたり、新たに交付要綱を制定し、阪神・淡路大震災と同等以上の特例措置を実施しています。

- (1) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、特定被災地方公共団体にあつては、通常 1/2 の補助率を 80/100~90/100 に嵩上げしています。
- (2) 給水装置のうち、配水管から分岐して最初の止水栓までの部分の復旧に要する費用について 1/2 を補助します。
- (3) 漏水調査に要する費用について 1/2 を補助します。
- (4) 水源水質の悪化により応急的に浄水に必要な施設等を設置する応急仮工事費のみの場合について、復旧費の下限特例を設けます。

2. 東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領について

Q2-1 「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」との違いを教えてください。

主な変更箇所は下記の通りです。

- (1) 机上査定の適用範囲が引上になりました。
(申請額が 200 万円未満→一箇所の申請額が 1 億円未満)
- (2) 査定設計書の構成が変わりました。
(これまでの工事雑費及び諸経費が廃止となり、通常の国庫補助事業歩掛による積算体系を使用することになりました。)
- (3) 一箇所の定義が追加されました。
- (4) 本省保留案件の適用範囲が引上げになりました。
(調査額が 1 億円以上→一箇所の調査額が 30 億円以上)

3. 用語の定義

Q3-1 共同給水の施設とは、具体的にどのような施設のことを言いますか？

特定の個人宅への給水装置ではなく、避難所等での共同使用のために設置した給水の施設のことをいいます。

Q3-2 補助の対象となる漏水調査とは？

調査の内容が管路の復旧に結びつくものであること（工事の施工上必要なものであること）を説明できるようにして下さい。

○補助の対象となる漏水調査

- ・請負または調査委託に係るもの（潜水土による漏水調査を含む）
- ・応援水道事業体による漏水調査

○漏水調査の作業例

- ・管路に通水し水量や水圧を確認することで、被災の事実や状況を確認する作業
- ・漏水調査機器により漏水位置を探知する作業

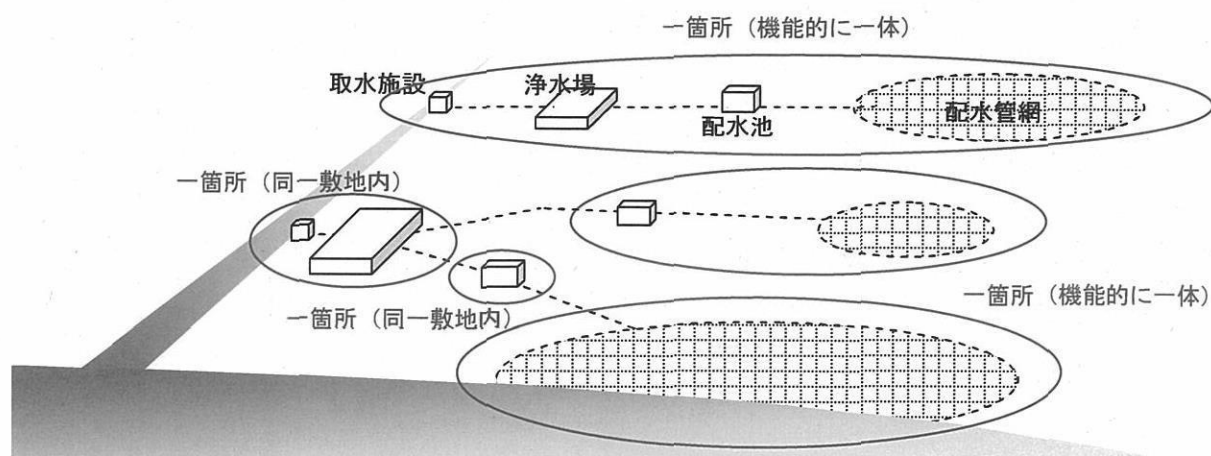
※漏水調査の取扱いについては、平成 23 年 6 月 23 日健水発 0623 第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知を参照して下さい。

Q3-3 「一箇所の定義」の考え方を教えて下さい。

原則として水道事業又は水道用水供給事業ごとに一箇所としますが、調査要領第四に掲げる施設については、同一敷地内に所在するもの又は機能的に一体とみなされるものを一箇所として取り扱うことができます。

補助交付申請は、一箇所と定義した単位で行うこととなります。

なお、復旧費の額による適用除外の判断は、各箇所の復旧費の額を合計した額により判断して下さい。



4. 災害復旧事業の適用範囲（対象施設）

Q4-1 余震による被災についても「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費」の災害復旧費補助の対象になりますか？

「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費」の災害復旧費補助の対象になります。

例えば、3月12日の長野県北部の地震、3月15日の静岡県東部の地震、4月7日の宮城県震度6強の地震などが一連の地震として考えられます。

Q4-2 水源水質悪化のための応急的な浄水施設を設置しましたが、災害復旧費補助の対象になりますか？

復旧工事完了までに必要な最小限度のものが、災害復旧費補助の対象になります。

Q4-3 地震により破損した水質検査機器は、災害復旧費補助の対象になりますか？

当該機器が「配水もしくは浄水に必要な施設」であり、機器の破損が、著しく維持管理の義務（転落防止対策等）を怠ったことに起因して生じたもので無ければ、災害復旧費補助の対象になります。ただし、当該機器が資産台帳に記載されていることが必要です。

Q4-4 中央制御室やテレメーター室は、災害復旧費補助の対象になりますか？

当該施設が「配水もしくは浄水に必要な施設」であれば、災害復旧費補助の対象になります。

Q4-5 支給品やリース管材は災害復旧費補助の対象になりますか？

災害復旧費補助の対象になります。

Q4-6 明示シートや明示テープは補助対象となりますか？

災害復旧費補助の対象になります。

Q4-7 設計委託費は災害復旧費補助の対象になりますか？

設計委託費は災害復旧費補助の対象になりません。その他の申請書作成のための費用も対象外です。

Q4-8 耐用年数が経過した施設が被災した場合、災害復旧費補助の対象になりますか？

災害復旧事業の対象となる施設の場合には、補助の対象となります。

Q4-9 崩壊した斜面の上に配水池がある場合、斜面の復旧は補助対象となりますか？

被災した斜面を復旧しなければ、関連する水道施設が被災前の効用を維持できない場合には、補助対象となります。

Q4-10 被災現場においては、地表上の漏水発見箇所と管の破損箇所が異なることから、漏水箇所特定のために掘削範囲が広がります。その掘削に要する費用は、災害復旧費補助の対象になりますか？

復旧工事との関連が説明できれば、漏水箇所特定のための掘削土工についても、災害復旧費補助の対象になります。

Q4-11 津波被害地区において、止水栓を探すための瓦礫寄せに要する費用は、災害復旧費補助の対象になりますか？

津波による瓦礫類が災害復旧事業に支障となる場合には、復旧工事に必要な費用は災害復旧費補助の対象になります。

Q4-12 津波被害地区において、給水管を止水するための費用は、災害復旧費補助の対象になりますか？

給水管を止水しなければ配水管等の災害復旧の効用が得られない場合等、災害復旧事業に必要な工事であれば、災害復旧費補助の対象になります。

Q4-13 配水管に流入した土砂を除去するため、配水管の健全な部分を一度切り落とし、排水洗浄作業を行った。この費用は災害復旧費補助の対象になりますか？

災害復旧事業に必要な工事であれば、災害復旧費補助の対象になります。

Q4-14 営農飲雑用水施設については、災害復旧費補助の対象になりますか？

調査要領第4に該当する施設であれば、災害復旧費補助の対象になります。なお、上水道用の施設のみが対象になりますので、農業用の施設については農林水産省にお問い合わせ下さい。

Q4-15 仮設住宅までの新設配水管は、災害復旧費補助の対象になりますか？

近くまで水道管が布設されていない場所に仮設住宅を設置する場合、水道管の布設費用（撤去を含む）については災害救助法の補助対象となります。

【問い合わせ先：厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室】

03-5253-1111（内線 2899）

Q4-16 事務所や柵の維持管理施設は、災害復旧費補助の対象になりますか？

事務所、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は対象外です。調査要領第4(1)に該当する施設と一体的な構造になっている場合は、厚生労働省健康局水道課にご照会ください。

Q4-17 給水装置のみが被災している場合、災害復旧費補助の対象になりますか？

給水装置のみでは災害復旧費補助の対象にはなりません。

配水施設等と水圧管理上一体的な関係にあり、当該給水の施設の復旧事業が行われなければ、配水池等の災害復旧の効用が発揮出来ない場合に、災害復旧費補助の対象になります。

Q4-18 石綿セメント管が被災したので、GX管で復旧したいのですが、災害復旧費補助の対象になりますか？

調査要領第五 災害復旧の方法(二)において、「原形に復旧する」の意味が述べられており、「…地震、火山活動によって生じた復旧であって、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設、池状構造物に付随する弁類が被災した場合に被害の拡散を防止するために必要に応じて行う緊急遮断弁の設置、構造物の耐震性を確保することによる復旧等についても、原形に復旧するものとみなす。」とあります。

したがって、例えば管路については、被害を受けた水道管が耐震管でない場合、それを耐震管をもって復旧する必要があるときは、災害復旧費補助の対象になります。

5. 災害復旧事業の適用範囲（復旧額による適用除外）

Q5-1 A市上水道事業（現在の給水人口6万人）において、査定の申請額を1000万円と積算しました。災害復旧費補助の対象となりますか？

A市上水道事業の場合、査定の申請額1000万円が、190万円又は780万円（＝現在の給水人口6万人×130円）の基準額を超えているので、災害復旧費補助の対象になりません。ただし、復旧額による適用範囲は、最終的に請負工事費で判断されます。（Q5-3を参照して下さい）

Q5-2 A市上水道事業（現在の給水人口6万人）において、査定後の調査額が700万円と決定しました。災害復旧費補助の対象となりますか？

A市上水道事業の場合、調査額700万円が、190万円又は780万円（＝現在の給水人口6万人×130円）の後者の基準額を超えていませんので、災害復旧費補助の対象にはなりません。

Q5-3 A市上水道事業（現在の給水人口6万人）において、査定後の調査額が900万円でしたが、入札の結果、当該工事の請負工事費が700万円になりました。災害復旧費補助の対象となりますか？

A市上水道事業の場合、請負工事費が、190万円又は780万円（＝現在の給水人口6万人×130円）の後者の基準額を超えていませんので、災害復旧費補助の対象にはなりません。

Q5-4 水道用水供給事業の場合、現在給水人口の算出方法について教えてください。

水道用水供給事業の現在給水人口の算出は、給水対象市町村ごとの給水量比（用水供給事業からの給水量÷給水対象市町村の全給水量）に給水対象市町村ごとの給水人口を乗じて積み上げたものとします。

Q5-5 一部事務組合の場合、復旧費の限度額は、「県」・「市」・「町村」の、どれを適用しますか？

一部事務組合の場合は、「市」の限度額を適用することとします。

6. 応急工事

Q6-1 被災直後に施工した応急仮工事は、災害復旧費補助の対象になりますか？

日常生活における水道の占める重要性から、本復旧まで長時間を要する場合又は他の施設、方法によって対処することができない場合等においては、応急仮工事を実施し、給水への影響を極力小さくするよう配慮して下さい。応急仮工事に要した費用についても災害復旧費補助の対象になりますので、下記については十分に整理しておいて下さい。

- ① 応急仮工事の記録（施工前～施工後の写真、被災状況、使用材料等）
- ② 応急仮工事の必要性
- ③ 応急仮工事の内容・工法・費用の妥当性

※工事の実施にあたっては、厚生労働省健康局水道課とよく調整をして下さい。

Q6-2 応急仮工事を過年度（平成 22 年度）に実施しましたが、災害復旧費補助の対象になりますか？

災害復旧費補助の対象になります。

Q6-3 応急仮工事を夜間に施工した場合、査定申請額も夜間工事で積算してもよろしいですか？

夜間に施工しなければならなかった理由があれば、夜間工事で申請して下さい。

Q6-4 応急仮工事において、早急な復旧を最優先したため、被災写真が存在しない箇所がありますが、災害復旧費補助の対象になりますか？

被災写真が存在しない場合にも、現場毎に工事の施工日、工事場所、工事内容を整理した工事日報等の記録及び工事を行った場所（地区）の主な被災写真によって、災害復旧費補助の対象になります。

※平成 23 年 6 月 27 日事務連絡「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領の取扱いについて」第 4 を参照して下さい。

Q6-5 応急仮工事において、緊急に材料を手配したため、被災材料と同等な材料を確保できなかった箇所がありますが、災害復旧費補助の対象になりますか？

応急仮工事において、被災により資材が不足し復旧に必要な資材を調達することが困難な場合においては、必要最小限度に限り代替の資材を使用することができますので、災害復旧費補助の対象になります。

※平成 23 年 6 月 27 日事務連絡「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領の取扱いについて」第 5 を参照して下さい。

7. 調査前工事（査定前の本復旧工事）

Q7-1 地震により伸縮管が完全に伸びきっており、今後の余震に対応するため早急な取替が必要です。調査前工事を実施する必要がありますが、災害復旧費補助の対象となりますか？

原則として、査定後の本復旧工事をお願いしています。ただし、どうしても調査前工事を行わざるを得ない場合には、応急仮工事と同様に、調査前工事に要した費用についても後日の査定の対象となるため、下記については十分に整理しておいて下さい。

- ①調査前工事の記録（施工前～施工後の写真、被災状況、使用材料等）
- ②調査前工事の必要性
- ③調査前工事の内容・工法・費用の妥当性

※工事の実施にあたっては、厚生労働省健康局水道課とよく調整をして下さい。

Q7-2 配水管が被災した箇所において、2ヶ月後に道路の復旧工事が予定されています。調査前工事を実施する必要がありますが、災害復旧費補助の対象となりますか？

原則として、査定後の本復旧工事をお願いしています。
具体的な案件については、厚生労働省健康局水道課にご照会ください。

8. 設計書の作成について

Q8-1 積算に用いる積算基準や設計単価の適用時期を教えてください。

積算に用いる積算基準や設計単価は、原則として設計時点において適用期間となる積算基準や設計単価を適用して下さい。応急復旧工事についても、竣工、未竣工にかかわらず、未着手工事として取り扱うことから、同様に設計時点の積算基準や設計単価を使用して下さい。

Q8-2 管工事組合等との災害時協定においては、緊急時用の単価契約を行っていることから、応急工事の査定設計書については、その労務単価を使用したい。

労務単価は、農林水産省及び国土交通省による公共工事設計労務単価を使用して下さい。

Q8-3 応急仮工事の材料を、本復旧工事で再使用しても良いですか？

再使用できる材料は、積極的に再利用して下さい。ただし、材料費を二重に計上しないように注意して下さい。

Q8-4 査定設計書に、現場発生材料の運搬費及び処分費を計上しても良いですか？

現場発生材料の運搬費及び処分費は、査定設計書に計上することができます。ただし、その積算根拠は明らかにするように注意して下さい。

Q8-5 査定設計書に、事業損失防止施設費及びイメージアップ経費を計上しても良いですか？

事業損失防止施設費及びイメージアップ経費は査定設計書に計上することができません。

Q8-6 配水管の被災が広範囲に及ぶため、複数の工区に分けて発注する必要があります。査定設計書を発注単位で作成しても良いですか？

複数の工区に分ける必要性が説明できれば、発注単位で設計書を作成してもかまいません。

Q8-7 機械設備工事や電気設備工事等の積算基準は何を適用しますか？

水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表に記載のない事項については、国土交通省の土木工事標準積算基準書、機械設備工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛表等、国若しくは都道府県で定めたものを使用して下さい。これら以外の積算基準等による場合は、その理由と根拠等の説明資料を添えて明確として下さい。

Q8-8 管路復旧工事においては、第一段階で舗装仮復旧までを施工し、その後3ヶ月程度の期間を置いてから、第二段階として舗装本復旧工事を施工することが市の規則となっています。そのため、上記の2件は別発注となることから、査定設計書も分けて作成し、それらを併せて申請することは可能か？

本質問のように、舗装本復旧工事を分ける必要性が説明できれば、発注単位で設計書を作成してもかまいません。

Q8-9 応急仮復旧工事については、実際の施工単位で設計書を作成しても宜しいでしょうか？（補修1箇所のみ契約であった場合、当該箇所のみで設計書を作成しても宜しいでしょうか？）

実際の契約箇所に合わせて設計書を作成し、設計書と精算額（精算見込み額）を比較して安価な方を採用して下さい。

Q8-10 応急仮復旧工事において、1箇所のみで設計書を作成した場合、掘削土工の数量が小数点1桁になってしまうため、数値基準により四捨五入すると0となってしまう。

本質問のように数値基準により積算することが不相当である場合には、有効桁数を考慮して、数値基準によらない数値を使用してもかまいません。

Q8-11 漏水調査の積算方法を教えてください。

査定設計書は、「水道施設維持管理等業務委託積算要領案—管路等維持管理業務編（平成22年9月）（社）日本水道協会」等を参考に作成して下さい。また、既に契約実施済みの漏水調査については、設計書と精算額（精算見込み額）を比較して安価な方を採用して下さい。

Q8-12 ある水道事業体においては、配水管路の応急仮工事箇所が数百箇所にもなりますが、全箇所に対して、査定設計図書（設計書、図面、数量計算書、写真）を新たに作成する必要があるのでしょうか？

全被災箇所に対して査定設計図書を作成する必要がありますが、図面、数量計算書、写真については、応急復旧工事の精算書等に添付された図面、数量計算書、工事写真帳を代替として添付することで、査定設計書作成を簡素化することができます。

※平成23年6月27日事務連絡「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領の取扱いについて」第6を参照して下さい。

9. その他

Q9-1 被災後、何ヶ月以内に災害査定を受ける必要がありますか？

明確な規定はありませんが、公共土木においては3ヶ月以内に査定を完了するように通知しています。今回は甚大な被害に鑑み、この限りではありませんが、災害復旧事業の性質からも、「一箇所の定義」を利用し、可能な限り早期に査定を受けるようにお願いします。

Q9-2 応急仮工事のみを先に申請することはできますか？

災害復旧費補助の対象となるか否かは本復旧工事費の額で判断されるため、原則として、応急仮工事のみで申請することはできません。

Q9-3 査定後、災害復旧事業に自費負担事業を追加して発注してもよいですか？

よい。

Q9-4 査定後、工事の施行はいつから始めてよいのでしょうか？

査定終了後であれば、施行していただいて結構です。ただし、本省保留案件については、保留が解除されるまで施行できません。

Q9-5 災害復旧費国庫補助金により復旧した施設について、その後財産処分を行おうとした場合には、財産処分承認が必要ですか？

通常の国庫補助と同様に、財産処分承認の対象になります。